

ECOCO 評価一覧表

公共建築物（木材利用促進法第2条に定める公共建築物 ^{※1} ）				
種別	建築等	リフォーム（内装木質化のみの工事を除く）	内装木質化	公共土木工事
対象	新築又は改築 ^{※2}	増築又は改装	壁・天井の木材使用、床の木質フローリング工事をいう	土木工事全般
長野県産材の使用量（必須条件）	全体木材使用量の30%以上	1 m ³ 以上	0.3m ³ 以上	5 m ³ 以上
☆☆☆☆☆（五つ星）	80%以上使用	5 m ³ 以上使用	1 m ³ 以上使用	15m ³ 以上使用
☆☆☆（三つ星）	50%以上使用	3 m ³ 以上使用	0.5m ³ 以上使用	10m ³ 以上使用
☆（一つ星）	30%以上使用	1 m ³ 以上使用	0.3m ³ 以上使用	5 m ³ 以上使用

民間建築物（住宅等、公共建築物以外）				
種別	建築等	リフォーム（内装木質化のみの工事を除く）	内装木質化	木製品
対象	新築又は改築 ^{※2}	増築又は改装	壁・天井の木材使用、床の木質フローリング工事をいう	木製品及び木製品の設置工事等
長野県産材の使用量（必須条件）	5m ³ 以上使用かつ30%以上	1 m ³ 以上	0.3m ³ 以上	長期間（概ね10年以上）の使用が見込まれる商品
☆☆☆☆☆（五つ星）	12m ³ 以上使用し、0.16m ³ /m ² 以上又は県産材80%以上使用	5 m ³ 以上使用	1 m ³ 以上使用	
☆☆☆（三つ星）	12m ³ 以上使用し、0.10m ³ /m ² 以上又は県産材50%以上使用 ※「環の住まい」の必須条件	3 m ³ 以上使用	0.5m ³ 以上使用	全て
☆（一つ星）	5 m ³ 以上使用かつ30%以上使用	1 m ³ 以上使用 ※信州型住宅リフォーム助成金の要件に該当	0.3m ³ 以上使用	

※1 木材利用促進法第2条に定める公共建築物

- 一 国又は地方公共団体が整備する公共の用又は公共に供する建築物
- 二 国又は地方公共団体以外の者が整備する学校、老人ホームその他前号に掲げる建築物に準ずる建築物として政令で定めるもの
〈政令で定める建築物〉
 - 一 学校 二 老人ホーム、保育所、福祉ホームなどの社会福祉施設、三 病院又は診療所、四 体育館、水泳場などの運動施設、五 図書館、青年の家などの社会教育施設、六 鉄道の駅など公共交通機関の旅客施設、七 高速道路のサービスエリア等の休憩所

※2 「改築」:建築基準法の用語の定義を準用し、建築で、従前と構造・規模・用途が著しく異なるものを言う。